

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 A ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) B 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 C のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 C のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A	B	C
1 総務大臣の免許を受けなければ	小規模な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
2 総務大臣の免許を受けなければ	発射する電波が著しく微弱な	適合表示無線設備
3 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	発射する電波が著しく微弱な	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器
4 あらかじめ総務大臣に届け出なければ	小規模な	適合表示無線設備

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。
- ④ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。(注)
- 注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項において定める場合を除く。
- ⑤ 免許の有効期間満了前 D 以内に免許を与えられた無線局については、④にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C	D
1 10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月	3箇月
2 5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月	1箇月
3 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月	1箇月
4 10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月	3箇月

A－3 海上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が受ける変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、当該検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の12（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- 2 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、許可を受けて行う無線局の変更の工事は、周波数、電波の型式又は実効輻射電力並びに運用許容時間に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A－4 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法第33条の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならない「遭難自動通報設備の機器」に該当するものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶自動識別装置
- 2 船上通信設備
- 3 双方向無線電話
- 4 衛星非常用位置指示無線標識

A－5 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等の A を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
(1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の A に関する B を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の B と同等の内容を有するものであると認定した B を修了しており、その修了した日から C を経過していないとき。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 無線設備の操作	養成課程	5年
2 無線設備の操作又はその監督	訓練の課程	5年
3 無線設備の操作又はその監督	養成課程	3年
4 無線設備の操作	訓練の課程	3年

A－6 次の掲げる事項のうち、海上移動業務の無線局に従事する無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合に該当するものはどれか。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を有しない人となったとき。
- 2 船舶局無線従事者証明が失効したとき。
- 3 免許証を失ったために再交付を受けた後、失った免許証を発見したとき。
- 4 正当な理由がないのに、無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。
- 5 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれに基づく処分に違反したため、総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されたとき。

A－7 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、 B を行うとき、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。
 - (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
 - (2) 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
 - (3) C の電波により通信を行う場合
 - (4) その他別に告示する場合

A	B	C
1 航行中	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の周波数
2 航行中及び航行の準備中	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	470MHzを超える周波数
3 航行中	遭難通信	470MHzを超える周波数
4 航行中及び航行の準備中	遭難通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の周波数

A－8 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の B 並びに受信装置の C について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	出力及び有効通達距離	感度及び了解度
2 毎日1回以上	出力及び有効通達距離	感度及び選択度
3 毎日1回以上	出力及び変調度	感度及び了解度
4 その航空機の飛行前に	出力及び変調度	感度及び選択度

A－9 次の記述のうち、無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで呼出しを受信したときに執るべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** その呼出しが反復され、かつ、他のいずれの無線局も応答しないことが確実に判明するまで応答してはならない。
- 2** 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- 3** その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4** 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は、何ですか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A－10 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第154条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、順次送信する次の(1)及び(2)に掲げる事項によって行うものとする。
 - (1) 相手局の呼出符号
 - (2) 自局の呼出符号
- ② 応答は、順次送信する次の(1)及び(2)に掲げる事項によって行うものとする。
 - (1) 相手局の呼出符号
 - (2) 自局の呼出符号

	A	B	C	D
1	3回以下	3回以下	1回	1回
2	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下
3	2回以下	2回以下	1回	1回
4	2回以下	2回以下	2回以下	2回以下

A－11 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、、かつ、 に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 を直ちに中止しなければならない。

	A	B	C
1	他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2	できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
3	他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4	できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射

A－12 次の事項のうち、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間の制限の処分を受けることがある。
- 2 3月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分を受けることがある。
- 3 期間を定めて行われる無線局の周波数又は空中線電力の制限の処分を受けることがある。
- 4 免許人所属の無線局に選任されている無線従事者の免許の取消しの処分を受けることがある。

A－13 次の記述は、無線局が誤って遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を A へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第2号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
 - (1) 各局 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
 - (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
 - (5) 海上移動業務識別 1回
 - (6) 遭難警報取消し 1回
 - (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②の遭難警報の取消しを行ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
4 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A－14 次の記述のうち、総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に適合するものはどれか。電波法（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力並びに運用許容時間の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A－15 次の記述は、遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第 1 7 1 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- ② 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、 A しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- ③ 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、 B しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- ④ 航空局は、①から③までにより遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を C しなければならない。
- ⑤ 航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを C しなければならない。

A	B	C
1 当該無線局が応答することができるように、 応答をしばらく遅らせて、応答	現に通信中の場合を除き、 遅滞なく、これに応答	航空交通管制の機関に通報
2 遅滞なく、当該遭難通報に応答	遅滞なく、これに応答	航空交通管制の機関に通報
3 遅滞なく、当該遭難通報に応答	現に通信中の場合を除き、 遅滞なく、これに応答	通信可能の範囲内にある すべての航空機局に送信
4 当該無線局が応答することができるように、 応答をしばらく遅らせて、応答	遅滞なく、これに応答	通信可能の範囲内にある すべての航空機局に送信

A－16 船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 4 0 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- 2 遭難自動通報設備の機能を確かめたときは、その機能試験の結果の詳細を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から 2 年間保存しなければならない。

A－17 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第 4 5 条及び附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の A に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の A に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置を執ることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の B の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは C をいう。

A	B	C
1 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
4 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信

A－18 次の記述のうち、GMDSS（注）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に適合しないものはどれか。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- 1** 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯におけるデジタル選択呼出しの使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- 2** デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、すべての船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて5分以内に遭難呼出しを送信しなければならない。
- 3** デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で、無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始しなければならない。
- 4** 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これら警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。

A－19 次の無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 遭難船舶局
- 2** 遭難通報を送信した無線局
- 3** 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4** 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A－20 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 2** 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 3** 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 4** すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

B－1 次の記述は、無線局の登録について述べたものである。電波法（第27条の21）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより ア する機能を有する無線局その他 イ （総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するものを総務省令で定める エ 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(4)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の イ
- (3) 無線設備の設置場所
- (4) オ

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 自己の識別信号を自動的に送信 | 2 一定の時間自己の電波を発射しないことを確保 |
| 3 無線設備の規格 | 4 通信の相手方及び通信事項 |
| 5 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器 | 6 適合表示無線設備 |
| 7 用途のために | 8 区域内に |
| 9 周波数及び空中線電力 | 10 空中線電力及び空中線の型式 |

B－2 次の遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者又は移動局若しくは移動地球局の責任者の権限に基づいて送信されなければならない。
- イ 遭難警報は、地上無線通信に使用する周波数帯において、遭難呼出フォーマットを使用するデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を経由して中継される遭難通報フォーマットをいう。
- ウ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な危険にさらされており、かつ、即時の救助を求めていることを示す。
- エ 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- オ 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信すべき重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。

B－3 次の記述のうち、義務船舶局等の無線設備を設ける場所の要件として、電波法（第34条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- イ 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- ウ 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- エ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が義務船舶局等のある船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B－4 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① ア 、4, 207.5 kHz、6, 312 kHz、8, 414.5 kHz、12, 577 kHz 及び 16, 804.5 kHz の周波数の電波の使用は、 イ を使用して ウ を行う場合に限る。
- ② エ の周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
(1) 遭難通信、緊急通信（注）又は安全呼出しを行う場合
(2) 呼出し又は応答を行う場合
(3) 準備信号を送信する場合
注 医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。
- ③ オ の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 オ にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 2, 174.5 kHz | 2 2, 187.5 kHz |
| 3 無線電話 | 4 デジタル選択呼出装置 |
| 5 遭難通信 | 6 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 7 156.8 MHz | 8 156.525 MHz |
| 9 3分以上 | 10 1分以上 |

B－5 次の記述は、海上移動業務における遭難呼出し及び遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第76条及び第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しは、特定の無線局に ア 。
- ② 遭難呼出しを行った無線局は、 イ 、遭難通報を送信しなければならない。
- ③ 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までの事項を順次送信して行うものとする。
(1) 「 ウ 」又は「遭難」
(2) 遭難した エ
(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の オ 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ④ ③の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1 あてなければならない | 2 あててはならない |
| 3 その遭難呼出しに対して応答があったときは、できる限り速やかに | |
| 4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて | |
| 5 ディストレス | 6 メーデー |
| 7 船舶又は航空機の所有者又は運行者 | 8 船舶又は航空機の名称又は識別 |
| 9 種類 | 10 時刻 |